

学校法人大阪経済大学 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪経済大学（以下「法人」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員の報酬、手当、慰労金および旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 職員理事とは、法人の職員として給与を支給している理事をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事長、寄附行為第6条第1項第1号に規定する理事（以下、「学長」という。）、専務理事、常務理事、常勤理事および前号以外の理事をいう。
- (4) 学外役員とは、次を除く役員をいう。
 - ア 理事長
 - イ 学長
 - ウ 専務理事
 - エ 常務理事
 - オ 常勤理事
 - カ 監事
 - キ 職員理事
 - ク アおよびイの代行または代理もしくは事務取扱者
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、特別報酬、慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 旅費等とは、役員として職務執行に伴い生じる会議出席手当および旅費（交通費、宿泊費および日当）をいう。

(役員の報酬等)

第3条 職員理事を除く役員の報酬月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 1,300,000円
- (2) 学長 1,200,000円
- (3) 専務理事 1,100,000円
- (4) 常務理事 1,000,000円
- (5) 常勤理事 700,000円
- (6) 監事 300,000円
- (7) 理事長代行または理事長代理 1,235,000円
- (8) 学長代理または学長事務取扱 1,140,000円
- (9) 非常勤理事 80,000円

2 職員理事の雇用賃金の他に支給する役員手当の月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 500,000円
- (2) 学長 400,000円
- (3) 専務理事 300,000円
- (4) 常務理事 200,000円
- (5) 常勤理事 100,000円

- | | |
|-------------------|----------|
| (6) 理事長代行または理事長代理 | 450,000円 |
| (7) 学長代理または学長事務取扱 | 350,000円 |
| (8) 前7号を除く職員理事 | 80,000円 |
- (支給)

第4条 役員報酬および役員手当は、毎月支払う。

2 月の途中で役員に就任または退任した場合は、その月の報酬を日割計算によって支払う。

3 前条において、月の途中で職位に変更があった場合は、日割り計算によって支払う。

(併給)

第5条 理事長職と学長職を兼務した場合の報酬は、高額の職位の報酬とし、併給はしない。

(特別報酬)

第6条 第3条第1項第1号から第5号までの者に、報酬月額の4ヵ月分を限度として年度末に特別報酬を支払うことができる。

2 特別報酬は、評議員会の意見を聴いて理事会が決める。

(日本私立学校振興・共済事業団)

第7条 第3条第1項第1号から第8号までの者は、日本私立学校振興・共済事業団に加入することができる。この場合は、所定の掛金を負担しなければならない。

(慰労金)

第8条 慰労金は、退任時に次のとおり支払う。ただし、職員理事は、法人を退職する時に支払う。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 理事長および学長 | 1期（3年）につき 300万円 |
| (2) 専務理事 | 1期（3年）につき 187万円 |
| (3) 常務理事 | 1期（3年）につき 165万円 |
| (4) 常勤理事 | 1期（3年）につき 154万円 |
| (5) 監事 | 1期（3年）につき 66万円 |
| (6) 非常勤理事 | 1期（3年）につき 30万円 |

2 前項第6号でいう「非常勤」とは、法人の元教職員を含む。この場合の慰労金の計算期間は、法人を退職後の在任期間とする。

(在任期間の計算)

第9条 慰労金の計算は、在任月数に応じて行う。

2 1ヵ月に満たない日数がある場合、15日以下を切り捨て、16日以上を1ヵ月に切り上げるものとする。

3 慰労金の算定において、100円未満の端数が生じた場合は、100円に切り上げるものとする。

(金額の変更)

第10条 特段の事情がある場合は、理事会の議を経て、慰労金の額を変更することができる。

(会議出席手当)

第11条 学外役員が、理事会に出席する場合の手当は、1日あたり10,000円とする。

(旅費)

第12条 役員が職務のために来学または出張をした場合は、交通費および宿泊費を支給する。

2 役員が職務のために出張をした場合は、別表2のとおり日当を支給する。

3 前2項の定めにかかわらず、理事長、学長、専務理事および常務理事を除く職員理事は、別に定める「通勤手当支給基準」および「旅費規程」に基づき支給する。

- 4 旅費（交通費、宿泊費および日当）に関する手続きは、「旅費規程」に準じて行う。
 - 5 旅費（交通費、宿泊費および日当）に関しこの規程に定めのない事項は、総務部長が決裁する。
- (交通費)

第13条 交通費は、経済的かつ合理的な通常の経路および方法を利用するものとして計算する。なお、役員の来学の交通費として、通勤定期相当額を支給することができる。

- 2 片道100kmを超える場合は、別表1の区分により、特急料金を支給する。
- 3 片道300kmを超える場合は、学外役員および監事に対し新幹線グリーン料金を支給することができる。
- 4 航空機利用について、利用クラスは別表1に相当するクラスによって、往復航空機運賃等の実費を支給する。
- 5 役員がその職務に関連する場合は、タクシーを利用でき、タクシーチケットを使用する場合を除き、実費支給する。

(宿泊費)

第14条 役員が宿泊を伴う職務を行う場合は、原則として、宿泊費を別表3の金額を上限とし、部屋代に限り実費を支給する。

- 2 前項において、次に定める場合には、前泊分または後泊分を支給することができる。
 - (1) 午前11時以前に職務を開始する場合で、移動の所要時間が3時間を超過するとき
 - (2) 午後1時以前に職務を開始する場合で、移動の所要時間が5時間を超過するとき
 - (3) 職務または職務に関連する行事等で、通常の交通機関利用による帰宅時間が午後11時以降となるとき
- 3 宿泊費の支給を希望する場合は、請求書または領収書を提出しなければならない。

(職務手当)

第15条 学外理事が、理事会または理事長が委嘱する職務を行った場合、職務手当を支給することができる。

- 2 前項に定める職務手当の金額は、学内役員会で決定する。

(支給方法)

第16条 旅費等および職務手当については、各自が指定する本人名義の金融機関の預金口座に振り込むものとする。

- 2 前項において、学外役員については、翌月に支給する役員報酬と合わせて、これを支給する。

(公表)

第17条 法人は、この規程をもって、私立学校法に定める役員の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、2020年3月17日に制定し、2020年4月1日から施行する。なお、この規程の施行に伴い、「学校法人大阪経済大学役員報酬および役員手当に関する規程」、「学校法人大阪経済大学慰労金規程」および「理事会および評議員会に係る旅費等に関する規程」は、廃止する。

別表1 交通費	
職務区分	
理事長、学長、専務理事、常務理事	【鉄道】運賃およびグリーン料金に相当するもの 【航空機】ビジネス運賃に相当するもの
上記以外の理事、監事	【鉄道】運賃および指定料金 【航空機】エコノミー運賃に相当するもの

別表2 日当		
区分	職務区分	支給額
日帰り出張	-	1,000円
日帰り出張（17時以降）	-	1,500円
宿泊出張【国内】	理事長、学長、専務理事、常務理事	4,000円
	上記以外の理事、監事	3,000円
宿泊出張【海外】	-	5,000円

別表3 宿泊費		
職務区分		上限額
理事長、学長、専務理事、常務理事		20,000円
上記以外の理事、監事		14,000円